

日本体育・スポーツ・健康学会
体育哲学専門領域

会報

Vol.28(2), August, 2024

記事

- ♪ 巻頭言
- ♪ 体育哲学考
- ♪ 書籍紹介
- ♪ 私の研究
- ♪ 夏期合宿研究会情報
- ♪ 定例研究会
- ♪ 事務局より
- ♪ 次号予告!

巻頭言

現場から

佐藤 靖（秋田大学名誉教授）

私は、本年3月で大学における教育と研究の仕事が一区切りついたので、これまでのことを振り返りながら、今考えていることを述べたいと思います。

まずもって私の教員生活の柱は、昭和56年より山形で8年間、平成元年より秋田では35年間にわたって実践してきた男女ハンドボール部の指導でした。授業と研究は当然のことでしたが、私自身の存在意義を確認すべく、また若干の自惚も手伝って、強いチームづくりと指導者養成を目標に始めた部活指導でした。しかしそれはまさに喜びと苦しみが一重の体験でした。いずれの時代においても創部につきもののコートづくりや部員集めなどの苦しみと喜びを体験したり、私の指導のせいで部を去る学生が出てくると、彼を引き留める術もなくやるせない思いも味わったりしました。それでも様々なことがきっかけで入部してきた学生には初心者であっても感謝しかなく、結果が出なくても辞めずに4年間継続した学生には誇らしささえ感じるようになりました。こうして素人集団が大きな大会に出場したり、徐々に良い選手が育つようになって東北で優勝したり、インカレや日本選手権で強豪チームと戦えるようになったりしたことは望外の喜びでした。特に私の指導の現場では、戦術トレーニングや運動練習の工夫などはもとより、選手たちはその時々求められる練習対象となるわざができるように、その動きかたの要領を覚えようと主体的に努力するわけですが、その過程に私に関わることができたということが意義深かったと考えます。そして地域貢献としての「ボール遊びの集い」を含め、4年間の活動の集大成である卒業研究の遂行やコーチ体験を踏まえた修士論文の完成などを経て、幾人もの卒業生が様々な現場で活躍しています。私にとっての運動研究は、このような指導者が育った現場において、とりわけ感動を覚えた出来事を例証として記述し分析しようとするものでした。

次に、私の大学時代の監督、大西武三先生が日本ハンドボール協会の常務理事であった時に、「子どもが最初にハンドボールに触れる場を提供できるのは小学校の体育授業である」と提唱して、平成7年に設けられた学校体育検討委員会での20年間に及んだ社会的活動について述べておきます。先見の明のある先生の意を承けて、学校体育におけるハンドボールの普及を図って設けられた委員会では経験の乏しい私が委員長となりましたが、自由な発想で思い切りやらせていただいたことはかけがえのない財産となっています。委員会の年間事業は、①全国的な「ハンドボール研究集会」の開催、②研究委託費に基づく「実践研究推進校(者)」の選定、③研究集会の報告を中心とする「ハンドボール研究」の逐次刊行、でし

た。特に①では、優秀な小学校教員が実際に子どもを動かして授業を提案してもらうことを目玉にするなど、実り多い研究集会になりました。そしてこれらの実績を踏まえ、学習指導要領改訂期前に、日本協会として文部科学省にハンドボールの教材価値を明示する要望書とその根拠となる報告書を二度にわたって提出することができました。生涯スポーツの時代にあって多彩な球技が存在する中で、国が個別球技の教材価値を認めてそれを指導要領に導入するようになるには、改訂期頃の社会的要請や研究成果などの影響、そして様々な団体や個人からのアプローチなどがありますが、私たちの活動も多くの理解者の支援のおかげで、確かな追い風になったのではないかと思います。その成果は周知の通りですが、私たちの委員会は政治色に染まらず、純粹にハンドボールを愛する者たちの専門委員会として発展して行ったと思います。特に私が委員長であった時には、運動指導の様々な現場で動感連帯感をつくることができた先生たちと手応えのある研究を遂行することができ、感謝に堪えません。今後も上述のような現場を見いだすことができればと考えています。

佐藤 靖 (satou_yasusi@icloud.com)

体育哲学考

パラスポーツからみえるインクルージョン

井上 明浩（札幌学院大学）

2014年4月より、障害者スポーツの管轄がこれまでの厚生労働省から文部科学省へと移管された。これに先立ち2010年8月に策定されたスポーツ立国戦略の5つの重点戦略の内、戦略2において「世界で競い合うトップアスリートの育成・強化、障害者スポーツとの連携強化」が盛り込まれ、翌2011年6月に公布されたスポーツ基本法では、「スポーツは障害者が自立的にかつ積極的にスポーツが行うことができるよう、障害の種類及び程度に応じ必要な配慮をしつつ推進されなければならない。」ということが掲げられている。さらに同年、スポーツ宣言日本でも、「21世紀のスポーツは、人種や思想、信条等の異なる多様な人々が集い暮らす地域において、遍く人々がこうしたスポーツを差別なく享受し得るよう努めることによって、公正で福祉豊かな地域生活の創造に寄与する。」と謳われている。

翻って、私の主なフィールドは、パラスポーツであり、なかでも知的障害者スポーツである。私がこの世界に入った昭和60年代(1980年代)当時は、精神薄弱者スポーツと呼ばれ、統括団体も日本身体障害者スポーツ協会という名称であり、知的障害者スポーツはどこか蚊帳の外という感じがあった。今でも健常者、障害者という社会的障壁が完全に払拭されているとは言い切れないと感じるが、当時は障害者の中でもそれは存在し、私の思いは、まずこの人たちを障害者という枠に入れてほしいという事であった。1994年のサラマンカ宣言が採択され国際的にインクルーシブが叫ばれる以前、精神薄弱養護学校の新米教師として赴任し全国的にも先駆的に高体連に加盟し、一般高校生に交じって県高校総体や新人戦、県高校駅伝に出場した。ある日、特殊教育のオーソリティーの先輩の先生から、他者認知や数的概念が乏しいという障害特性のある生徒達に、あなたがしていることは何の意味があるのか、と問いただされたことがあった。一方、生徒達は競技会においてほとんど最下位ではあつが、喘ぎ藻掻きながら只管にゴールを目指す彼らの姿に、私は逆に真の競技スポーツの神髄を教えられたことを、昨日のここのように思い出す。競技会とは、勝者や敗者を超えて、そこに集った全ての者が全身全霊の力を発揮する正に競演の場であるということ…。最もそばに寄り添う保護者からは、「うちの子は、スポーツをしている時が一番輝いています」と言われ、また当時地元インターハイの関係で高体連理事をしておられるような大先輩の体育の先生が多くおられ、「君がしていることは間違っていない、将来必ず受け入れられる日が来ると思う」という言葉をいただいた。今や、パラスポーツの世界選手権やグローバルゲームズ(知的障

害者スポーツの世界最高峰大会)で日本人知的障害者アスリートが金メダルを獲得するまでになった。また国内いたるところでインクルーシブスポーツのイベントや大会等が開催されるようになってきている。

パリオリンピック・パラリンピック目前であるが、母国東京オリンピック・パラリンピックのコンセプト動画の最後の画面に映し出された「Unity in Diversity—多様性と調和—」は、我が国にとって非常に意義深いものであった。さらにその大会期間中にIPC(国際パラリンピック委員会)をはじめとする多くの国際機関と共同で発表された「#WeThe15」には、障害者は特別な存在でなく普通の人である。さらに障害が個人の問題ではなく、社会が作り出している壁という考えを浸透させることが発信された。我が国のスポーツ界は、まさにスポーツを通してインクルーシブスポーツを推進し、インクルージョン(共生社会)の実現に貢献寄与できるものと信じる。

井上 明浩 (supotetu@po.incl.ne.jp)

書籍紹介

ジュディス・バトラー (2022) 『非暴力の力』

佐藤嘉幸・清水知子訳 青土社

(Judith Butler(2020) *The Force of Nonviolence: An Ethico-Political Bind*, Verso)

日向 悠太 (立教大学)

このテキストにおける「非暴力」を、単に個人の道徳として、すなわち他者に対する暴力の禁止という道徳として理解すべきではない。そもそも、暴力を個人の道徳心の欠如に由来させ、そのため暴力を、個々人の教化や処罰によって統制しようという発想は根本から誤っている。本書でも整理されているように、暴力は歴史社会的に発生するのであって、しかも暴力の厄介なところは、自身の暴力が暴力であることを拒絶する点にある。それは暴力を「暴力」とそうでないもの——自己防衛や正当防衛など——に区別するのだが、バトラーによると、これと同時に誰が守られるべき「自己」や「我々」であり、誰がそうでないのかを切り分けるという不平等が生じている。つまり、暴力の問題とは「哀悼可能性」(誰の死が哀しまれ得るのか)の不平等という観点に目を向けなければ、「自己防衛」の名目でもって正当化される暴力の範囲は恣意的に引かれてしまう。

では、このようなバトラーの(非)暴力論が体育・スポーツの議論にとっていかなる意味を持つのだろうか。今回はその一例として、スポーツ集団の関係性における「厳しさ」について考えてみよう。時としてスポーツ集団における「厳しさ」、厳しい指導や厳しい競争は、単に競技上の勝利だけでなく、それに打ち勝つ「強さ」にとって大切であり、それは教育的な意義を持っていて、したがって厳しい指導は正当化されるという言説が見られる。これらの言説を支持する人々はもちろん、体罰や理不尽な指導に賛同していない。厳しさと理不尽さは違うものであって、体罰や理不尽さは目指すべき結果たる勝利や人間的な成長に結びつかないという点については同意しているからである。

しかし、私はそれでもなお「厳しさ」を正当化する言説に疑問があると思う。それは誰が、何を、「(体罰を含む)暴力」や「理不尽」とであると定義し、判断しているのかという問題である。ある行為が定義上「暴力」や「理不尽」に当たらないとしても、その「客観的な」判断によって、それを受けた当事者の憎悪は必ずしも解消しないからだ。スポーツが行われるのは、我々が生きる世界の中においてであり、スポーツは時に政治や経済、教育など社会的行為と関わっている。スポーツ文化に関わる主体 agency は、スポーツを好ましく思う人々だけではない。同時にスポーツに憎悪を抱く人々も、スポーツを可能たらしめる空間

や資源の分配に対して権利を持つ主体なのである。その人々は、スポーツ文化の維持を拒否し、限りある物質的資源を別のものに使うべきであると主張するだろう。なぜなら彼や彼女の生を支えてくれたものは、スポーツ以外の別の何かであって、むしろスポーツは生を蝕むものであったという意味で、差別や貧困など、生の不安定性を浮き彫りにさせる政治的課題と同じだからである。彼や彼女は、身体不安定性を脱するために、スポーツへの資源配分の維持という「暴力」に抵抗するだろう。

指導者-選手間であれ選手同士であれ、それが結果としてスポーツへの憎悪を募らせるような行いは、例えその行いが法的な責任を追及されなくても、憎悪が残存し、そしてそれが単なる個人の恨みではなく、人々が集結する *assemble* ほどまでに大きくなるのであれば、抵抗すべき暴力となる。スポーツに憎悪を抱く人々は、スポーツをせず、見ず、支えず、そして残すことに協力しないだろう。そうした人々にとって、例えばオリंपイズムのような思想は構造的暴力を維持する《幻像》 *phantasmagoria* そのものに他ならない。それを集団的に拒否することによって非暴力的に攻撃を加えることで生きようとする彼や彼女を「文化の破壊者」として非難するとき、我々は彼や彼女の生を哀悼不可能にしているのだ。バトラーの非暴力論は、我々がスポーツを語る主体だと考えていないような人々もまた、スポーツを語る主体であるということに気づかせてくれる。

日向 悠太 (21pf001y@rikkyo.ac.jp)

私の研究

研究の原点と現在の研究

北川 修平 (愛知教育大学)

私の専門分野は、メルロ＝ポンティの現象学的身体論であり、現在は現象学的身体論を基盤とした身体知研究や、エコロジカル・アプローチを基にした体育授業や集団スポーツにおけるトレーニング理論 (エコロジカル・トレーニング) に関する研究を行っています。

先日高校生向けに研究を紹介する機会があり、自分の研究の原点を振り返ることがありました。可能な限り思い出してみると、私が高校球児の時に感じた疑問、例えば、プロ野球選手の打撃フォームが理想的ならば、その再現が上手な人 (例えばモノマネ芸人) が一流の野球選手に近い存在なのか。メンタルトレーニングは、筋肉をトレーニングするように心をトレーニングできるものなのか。練習を終え、疲労困憊なのに、なぜ部活後にチームメイトと遊びで行うサッカーでは、疲れをものともせず走るができるのだろうか。このような高校生の時のスポーツに対する素朴な疑問が大学に進学するきっかけとなり、現在の研究へと通じています。

振り返ってみると、昨年掲載された「身体知の概念に関する現象学的研究」は、そのような疑問を抱いた昔の自分に対する一つの回答の意味を持っていました。その論文は、身体を主体として捉えるメルロ＝ポンティの現象学的身体論を基に、身体知研究の原理論構築を企図するものです。本論文は、①身体知研究における身体知概念の批判的検討、②メルロ＝ポンティの現象学的身体論の整理、③身体知の概念と現象学的身体論の接続、という展開になっています。

身体知の概念は、ロボット工学やマネジメント分野においても用いられるなど、体育・スポーツ分野だけではなく他分野へと応用されています。身体知を研究対象として論じる際、度々用いられる概念としてポランニーが提唱した暗黙知の概念が存在します。身体知に関する先行研究を確認すると、身体知と暗黙知の概念区分の捉え方には3つの立場があり、まず身体知と暗黙知の概念区分を明らかにすることを試みました。身体知と暗黙知の概念区分における、身体知 \subset 暗黙知、身体知 $=$ 暗黙知、身体知 \supset 暗黙知、これら3つの立場を検討し、

身体知には暗黙知だけではなく、他者との共同体験により伝達可能になる現勢的な知があるため、身体知と暗黙知として概念区分の整理を行いました。

次に身体知の概念とメルロ＝ポンティの現象学的身体論の接続のために、メルロ＝ポンティにおける身体概念について考察を行いました。メルロ＝ポンティの現象学的身体論における身体は、われわれの現に今感じている生きられた経験を担うものであり、現象的身体として捉えられます。この現象的身体には、現勢的な領域の現勢的身体と潜勢的な領域の習慣的身体が存在します。習慣的身体は現勢的身体を保証するものであり、現勢的な身体運動を支えています。このような現象的身体に対して、身体をモーションキャプチャーによって三次元化したり、解剖学的に分析したり、さらには対象化された身体が現象的身体の二次的な表現であり、客観的身体と呼ばれます。

そして、身体知と暗黙知という概念区分を、メルロ＝ポンティの現象学的身体論から考察した結果、身体知は現象的身体が持つ知として存在することを明らかにしました。また、暗黙知は潜勢的な領域の習慣的身体が持つ知であり、他者との共同体験により伝達可能になる現勢的な知は、現勢的身体が持つ知として定義づけられ、身体知の内実は暗黙知（習慣的身体知）と現勢的身体知であることを示しました。一方、身体知を二次的に表現した概念や図などは、客観的身体における知として明らかにしました。

最後に、今後は身体知における身体と環境との関わりや相互作用、また身体知における暗黙知を獲得する経験などを現象学的に明らかにしていきたいと考えておりますので、ご指導宜しくお願い致します。

北川 修平 (skitagawa@aecc.aichi-edu.ac.jp)

夏期合宿研究会情報

夏期合宿研究会 2024（第2報）

大津 克哉（東海大学）

第1報でご案内させていただきましたが、箱根太陽山荘にかわる代替施設の検討を研究担当ならびに運営委員会で進めて参りました。箱根にこだわらず、例えば、東京、名古屋、大阪など、電車で2～3時間以内も視野に入れて候補地を選定いたしました。夏期研究合宿の新たな開催地は「名古屋」。箱根と同じく温泉をお楽しみいただけるホテルです。今回は試験的に1泊2日の日程を組みました。また、特別企画につきまして、企画案を募集します。奮ってご参加下さい。

期日：2024年9月14日（土）13時開始、15日（日）16時終了

場所：都心の天然温泉 名古屋クラウンホテル

部屋：シングルユース

（住所）〒460-0008 名古屋市中区栄一丁目8番33号（電話）052-203-1641

名古屋駅から徒歩20分、地下鉄伏見駅から徒歩5分

☆日程表（申込みの状況によって、多少変更になることがあります）（*は運営委員会）

7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20

14日（土） 受付 研究会① 研究会② 夕食/懇親会

15日（日） 朝食 研究会③ 昼食（各自）* 研究会④ 事務協議 解散

☆特別企画：企画募集

かつて実施しましたラウンドテーブル形式でも、その他の形式でも結構です。企画に関するご提案・ご意見をお寄せください。

☆費用：25,000円（予定）

- ・研究会参加費：一般 5,000 円、学生・院生・研究生 3,000 円
 - ・宿泊費等：19,690 円（1泊夕朝食，懇親会費を含む）個別にフロントへお支払い
- ☆8月23日（金）必着にてお申込み下さい。

- ・Eメール：お名前，ご所属，連絡先，発表の有無（有りの場合は演題）について，東海大学 大津 (otsu@tokai-u.jp) までお知らせください。
 - ・参加予定に変更が生じた場合は，速やかに担当者までご連絡下さい。
 - ・9月6日（金）以降のキャンセルについては不泊料金が必要となります。
 - ・不参加の方で近況報告をいただける方は担当者までご連絡下さい。
- ☆詳しい「プログラム」は，9月上旬にお送りする予定です。（お問い合わせは，なるべく E-mail をご利用下さい）

夏期合宿研究会担当運営委員：大津克哉

〒259-1292 神奈川県平塚市北金目 4-1-1

東海大学 体育学部 スポーツ・レジャーマネジメント学科

E-mail：otsu@tokai.ac.jp Tel：0463-58-1211（代表）

定例研究会

第2回定例研究会について

佐々木 究（京都産業大学）

2024年度の「第2回定例研究会」は下記の要領で予定しています。詳細は決まり次第 HP に掲載し、併せてメーリングリストで配信します。

日時：11月下旬～12月上旬の土曜日
会場：未定
発表申し込み〆切：10月中旬ころ

【問い合わせ先：研究担当】

佐々木究 (sasaki9@cc.kyoto-su.ac.jp)

阿部悟郎 (gr-abe@tsc.u-tokai.ac.jp)

事務局より

田井健太郎（群馬大学）

○「日本体育・スポーツ・健康学会 第74回大会」について

本年度の日本体育・スポーツ・健康学会大会についての情報は、大会 web (<https://pub.conf.it.atlas.jp/ja/event/jspehss74>) にて閲覧することができます。本専門領域に関連するプログラムも、この学会大会 HP に公開されています。現時点で公開されている日程は次の通りです。詳細は web ページよりご確認ください。

- ・大会1日目 8月29日(木) 会場：福岡大学
- 浅田学術奨励賞・記念講演 14時20分～15時20分 会場：821（福岡大学）
テーマ 戦後の体育改革に影響を与えたデューイの教育論の射程
演者 高橋 徹（岡山大学）
- ・大会3日目 8月31日(土) 会場：福岡大学

- 総会 11時25分～12時25分 会場：821
- 口頭発表① 09時00分～10時01分 会場：821
- 口頭発表② 10時10分～11時11分 会場：821
- 口頭発表③ 13時00分～14時01分 会場：821
- 口頭発表④ 14時10分～15時11分 会場：821
- 口頭発表⑤ 15時20分～16時52分 会場：821

○ 『体育の哲学』の発刊について

日本体育・スポーツ・健康学会体育哲学専門領域で執筆いたしました『体育の哲学』(2024)が不昧堂出版様より発刊されました。会員の皆さまには是非手に取っていただき本領域の教育研究活動にご利用いただければと思います。書店を通じて取り寄せ購入が可能となっております。

○ 住所等変更及びメーリングリストについて

異動等により、所属先や住所等、会員情報に変更があった方は、一般社団法人日本体育・スポーツ・健康学会事務局 (<https://taiiku-gakkai.or.jp/admission>) にご連絡ください。会員情報は専門領域の名簿と連動しております。

今年度より一般社団法人日本体育・スポーツ・健康学会に登録されたメールアドレスを専門領域メーリングリストに登録させていただいております。諸連絡や会報のご案内は、メーリングリストまたは体育哲学専門領域 Web ページを通じてのみ行い、郵送はいたしませんのでご了解ください。メーリングリストへの登録を解除される方は事務局までご連絡下さい。

次号予告！

次号は、学会参加報告などの内容でお届けする予定です。投稿を下さいます方は、広報担当：石垣 (ishigaki-k@tokaigakuen-u.ac.jp) までお問い合わせ下さい。

体育哲学専門領域会報第28巻第2号

発行者 日本体育・スポーツ・健康学会
 体育哲学専門領域
 深澤浩洋（代表）
 編集者 石垣健二、荒牧亜衣、坂本拓弥（広報担当）
 発行日 令和6年8月3日
 連絡先 〒371-8510
 群馬県前橋市荒牧町4丁目2番地
 群馬大学共同教育学部 田井健太郎 気付
 電話：027-220-7326

【編集後記】

皆さま、暑中お見舞い申し上げます。連日の猛暑、お変わりなくお過ごしのことと存じます。さて、とうとうPARiS2024が始まりました。皆さま、何を感じ・どう考えておられるのやら。。。しばらく後、福岡・中洲辺りで存分に議論ができないかと思っています (i)